

第3章 公認会計士試験の実施

1. 概説

(1) 試験制度の概要

公認会計士試験は、公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的として、短答式及び論文式による筆記の方法で行う（法第5条）ものであり、審査会が、毎年1回以上行うこととされている（法第13条第1・2項）。

公認会計士試験に関する事務のうち、合格の決定、不正受験による合格の決定の取消し・受験の禁止、試験問題の作成・採点（注）等を除く、試験監督等の試験実施事務については各財務局長等に委任している（法第49条の4第5項、同法施行令第36条）。

（注）試験問題の作成及び採点のために、審査会に試験委員が置かれており、試験委員は試験の執行ごとに、審査会の推薦に基づき、内閣総理大臣が任命する（法第38条第1・2項）。

(2) 試験制度の見直し（平成15年法改正）

公認会計士試験制度については、試験の質を確保しつつ幅広い多様な者が受験し易くすることを主な目的として、試験体系の簡素化、試験科目の見直し、試験の一部免除の拡大、実務経験の位置付け変更等を内容とする大幅な見直しが行われ、平成18年試験から実施されている。

なお、旧試験制度の下での会計士補制度は廃止されたが、新試験制度における短答式試験に合格したものとみなすなど、一定の経過措置が設けられている。

(3) 現行試験の概要

公認会計士試験は、短答式（択一式）（注）及び論文式による筆記の方法により、全国の財務局等管内の試験場（全国11都道府県）で行う。なお、受験資格による制限は設けられていない（P126資料3－1参照）。

（注）短答式試験については、平成22年試験から年2回実施。

ア 短答式試験

・ 試験科目

必須4科目：財務会計論、管理会計論、監査論、企業法

・ 合格基準

総点数の70%を基準として、審査会が相当と認めた得点比率を合格基準としている。ただし、1科目につき、その満点の40%に満たない

もののある者は、不合格となることがある。

《過去の合格点》

23 年 (第 I 回 ・ 第 II 回)	24 年		25 年 (第 I 回 ・ 第 II 回)	26 年		27 年		28 年 (第 I 回)
	(第 I 回)	(第 II 回)		(第 I 回)	(第 II 回)	(第 I 回)	(第 II 回)	
73%	70%	67%	67%	70%	68%	60%	67%	67%

(注)27 年の第 I 回を除き 1 科目につき満点の 40%未満のもののある者は不合格。

・ 試験科目の全部又は一部免除

短答式試験合格者は、当該試験の合格発表日から起算して 2 年を経過する日までに行われる短答式試験の免除を受けることができる。

また、大学等において 3 年以上商学若しくは法律学に属する科目の教授等であった者又は博士の学位取得者、司法試験合格者、税理士資格取得者等や会計専門職大学院修了者等についても、申請により試験科目の全部又は一部の免除を受けることができる。

《平成 27 年度の免除件数》

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

全部免除	司法試験合格者	66 件 (628 件)
	商学、法律学に係る大学教授等又は博士の学位取得者	15 件 (142 件)
一部科目 免除	税理士資格取得者等	63 件 (1,937 件)
	会計専門職大学院修了者	228 件 (3,409 件)
	会計又は監査に関する実務経験者	12 件 (109 件)

(注) 件数の括弧書きは、平成 18 年以降の延べ件数。

イ 論文式試験

・ 試験科目

必須 4 科目：会計学、監査論、企業法、租税法

選択科目：経営学、経済学、民法、統計学のうち 1 科目

・ 合格基準

52%の得点比率を基準として、審査会が相当と認めた得点比率を合格基準としている。ただし、1 科目につき、その得点比率が 40%に満たないもののある者は、不合格となることがある。

なお、論文式試験は、1 人の答案を複数の試験委員が採点しており、試験委員間及び試験科目間の採点格差は、標準偏差により調整している。

《過去の合格点》

23 年	24 年	25 年	26 年	27 年
52.5%	52.0%	52.0%	52.0%	52.0%

(注) 1 科目につき得点比率が 40%未満のもののある者は不合格。

・ 試験科目の一部免除

論文式試験のうち一部の科目について、審査会が相当と認める成績を得た者は、免除資格取得後 2 年間、申請により論文式試験の当該科目の免除を受けることができる (注)。

また、大学等において 3 年以上商学、法律学若しくは経済学に属する科目の教授等であった者又は博士の学位取得者、司法試験合格者、税理士資格取得者等についても、申請により試験科目の一部の免除を受けることができる。

(注) 試験科目のうち一部の科目について、同一の回の公認会計士試験論文式試験合格者の平均得点比率を基準として、審査会が相当と認めた得点比率以上を得た者を一部科目免除資格取得者としている。

《平成 27 年度の免除件数》

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

税理士資格取得者	17 件 (647 件)
司法試験合格者	63 件 (625 件)
不動産鑑定士試験合格者	3 件 (154 件)
商学、法律学、経済学に係る大学教授等又は博士の学位取得者	7 件 (149 件)

(注) 件数の括弧書きは、平成 18 年以降の延べ件数。

2. 公認会計士試験の実施状況

(1) 平成 27 年公認会計士試験

平成 27 年公認会計士試験のスケジュール及び実施状況は以下のとおりである。

《平成 27 年公認会計士試験実施スケジュール》

区 分	試験委員 発 令	願書受付 開 始	願書受付 締 切	試験期日	合格者発表
第 I 回 短 答 式	25 年 12 月 4 日	26 年 8 月 29 日	26 年 9 月 12 日	26 年 12 月 7 日	27 年 1 月 13 日
第 II 回 短 答 式		27 年 2 月 6 日	27 年 2 月 20 日	27 年 5 月 24 日	27 年 6 月 19 日
論 文 式	(論文式のみの試験科目) 26 年 12 月 3 日	—		27 年 8 月 21 日 ～23 日	27 年 11 月 13 日

《平成 27 年公認会計士試験結果の概要》

区 分	平成 27 年 試験	短 答 式 試 験 の受験者等 (免除者を含む)	短 答 式 試 験 み な し 合 格 者 (旧第 2 次試 験合格者)	(参考)		
				平成 26 年 試験	短 答 式 試 験 の受験者等 (免除者を含む)	短 答 式 試 験 み な し 合 格 者 (旧第 2 次試 験合格者)
願書提出者数 (a)	10,180 人 (注 1)	10,050 人	130 人	10,870 人	10,712 人	158 人
短 答 式 試 験 受 験 者 数	8,620 人	8,620 人	—	9,290 人	9,290 人	—
短 答 式 試 験 合 格 者 数	1,507 人	1,507 人	—	1,405 人	1,405 人	—
論 文 式 試 験 受 験 者 数	3,086 人	2,956 人 (注 2)	130 人	2,994 人	2,836 人	158 人
最終合格者数 (b)	1,051 人	1,030 人	21 人	1,102 人	1,076 人	26 人
合格率 (b/a)	10.3%	10.2%	16.2%	10.1%	10.0%	16.5%

(注 1) 平成 27 年の願書提出者数は、第 I 回短答式試験における願書提出者が 7,207 人、第 II 回短答式試験における願書提出者が 7,637 人となっているところ、第 I 回、第 II 回のいずれにも願書を提出した受験者を名寄せして集計したもの（平成 26 年試験についても同様の考え方に基づいた計数を記載）。

(注 2) 「短答式試験の受験者等（免除者を含む）」欄の「論文式試験受験者数」には、当該試験年の短答式試験合格者のほか、その前年又は前々年の短答式試験合格による短答式試験免除者及び大学教授や司法試験合格者等の短答式試験免除者を含む（平成 26 年試験についても同様の考え方に基づいた計数を記載）。

ア 願書提出者

平成 27 年公認会計士試験の願書提出者は、10,180 人となっている。
このうち、旧第 2 次試験合格者の短答式試験みなし合格者（130 人）を除く願書提出者は 10,050 人であり、前年の 10,712 人に比べ 662 人（6.2%）減少した。

イ 短答式試験

- ・短答式試験受験者 8,620 人
- ・短答式試験合格者 1,507 人

第 I 回短答式試験は、受験者 7,207 人、合格者 883 人となっており、第 II 回短答式試験は、受験者 6,058 人、合格者 624 人となった。第 I 回、第 II 回のいずれも受験した受験者を名寄せして集計した短答式の受験者は 8,620 人であり、合格者は 1,507 人となった。

ウ 論文式試験

- ・論文式試験受験者 3,086 人
うち答案提出者数 2,759 人
- ・最終合格者 1,051 人（合格率 10.3%（1,051 人/10,180 人））
うち短答式試験受験者等（免除者を含む。）1,030 人（合格率 10.2%（1,030 人/10,050 人））

論文式試験は、平成 27 年の短答式試験合格者（1,507 人）に、平成 25 年又は平成 26 年の短答式試験合格者で平成 27 年の短答式試験が免除された者（1,298 人）、大学教授・司法試験合格者等の免除者（151 人）及び旧第 2 次試験合格者の短答式試験みなし合格者（130 人）を加えた 3,086 人が受験し、最終合格者は 1,051 人となった（論文式試験合格率 34.1%）（注 1）。このうち旧第 2 次試験合格者の短答式試験みなし合格者を除いた最終合格者は 1,030 人となった（P127 資料 3－2 参照）。

なお、次回以降の 2 年間で論文式試験の一部科目について免除を受けることができる科目免除資格取得者（注 2）は 500 人（属人ベース）となった。

（注 1）合格者を年齢別にみると、30 歳未満が全体の 72.7%を占め、平均年齢は 27.1 歳であった（最高年齢は 67 歳、最低年齢は 19 歳）。

また、合格者を職業別にみると、「学生」・「専修学校・各種学校受講生」が 718 人（構成比 68.3%）、「会社員」が 94 人（構成比 8.9%）であった。

なお、女性の合格者は 207 人（構成比 19.7%）となっている。

（注 2）論文式試験の一部科目免除資格の付与として審査会が相当と認めた得点比率は 55.6%。

(2) 平成 28 年公認会計士試験

平成 28 年公認会計士試験のスケジュール及び実施状況は以下のとおりである。

《平成 28 年公認会計士試験実施スケジュール（予定）》

区 分	試験委員 発 令	願書受付 開 始	願書受付 締 切	試験期日	合格者発表
第 I 回 短 答 式	26 年 12 月 3 日	27 年 8 月 28 日	27 年 9 月 11 日	27 年 12 月 6 日	28 年 1 月 12 日
第 II 回 短 答 式		28 年 2 月 5 日	28 年 2 月 19 日	28 年 5 月 29 日	28 年 6 月 24 日
論 文 式	(論文式のみの試験科目) 27 年 12 月 2 日	—		28 年 8 月 19 日 ～21 日	28 年 11 月 11 日

＜第 I 回短答式試験の試験結果の概要＞

- ・ 願書提出者 7,030 人
- ・ 答案提出者 5,479 人
- ・ 短答式試験合格者 863 人

平成 28 年第 I 回短答式試験は平成 27 年 12 月 6 日に実施し、願書提出者（受験者）は 7,030 人であり、合格者は 863 人となった。

この第 I 回短答式試験の願書提出は、当該短答式試験受験者のみ受け付けることとし、短答式試験の全科目免除者及び旧第 2 次試験合格者等の短答式試験みなし合格者については第 II 回に願書を提出することとしている。

3. 情報発信等

多様な人々が公認会計士試験に挑戦するよう、審査会では試験に関する広報活動にも努めている。

具体的には、全国の大学や高等学校等で、会長及び常勤委員等が、公認会計士の使命や公共財としての会計及び監査等をテーマとした講演を行っており、平成 27 年度においては大学生等を対象とする全国 16 大学(延べ 17 回)で実施したほか、受験者のすそ野の拡大を図る観点から、受験勉強を始める前の高校生等の若年層向けに商業高校や商業科が設置されている高校、大学の系列高校を中心に全国 10 高等学校等で実施した。(P133 資料 3－3 参照)。

また、情報発信を充実させる観点から、公認会計士の業務や試験の概要等を掲載した試験パンフレットを作成し、上記講演等において配布したほか、審査会ウェブサイトに掲載した。

なお、試験の透明性や信頼性の確保を図る観点から、平成 25 年より、試験

結果に係る情報の提供について順次拡大を進めており、試験問題に加えて受験者数、合格者数、欠席者数、得点階層分布及び短答式試験における平均得点比率等について、平成 27 年試験においても引き続き公表を行った（P134 資料 3－4、P137 資料 3－5 参照）。

4. 公認会計士試験事業に係る市場化テストの実施

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づき、平成 21 年 7 月に閣議決定された「公共サービス改革基本方針」において、公認会計士試験業務の一部（関東財務局において実施する受験願書の受付、試験会場の確保、試験の立会等）が市場化テストの対象とされたことにより、平成 23 年度（平成 24 年試験）から平成 25 年度（平成 26 年試験）まで市場化テストを実施した。

また、平成 25 年 6 月に閣議決定された「公共サービス改革基本方針」において、上記業務が平成 26 年度（平成 27 年試験）以降も引き続き市場化テストの対象とされたことから、平成 26 年 2 月、関東財務局において民間競争入札を実施して民間事業者を決定し、平成 26 年度（平成 27 年試験）から平成 28 年度（平成 29 年試験）までを対象として市場化テストを実施している（P142 資料 3－6 参照）。

5. 今後の課題

公認会計士試験実施に係る基本的課題は、試験を公平かつ円滑に実施するとともに、我が国国民経済の将来を担う前途有為な若者をはじめ多様な人々が公認会計士試験に挑戦することを促していくことである。

（1）公認会計士試験の公平かつ円滑な実施

公認会計士試験は、公認会計士としての必要な学識及び応用能力を受験者が有しているかを判定することを目的とした試験であり、その実施に当たっては、試験を公平かつ円滑に実施する必要がある。このため、試験問題の作成・採点を行う試験委員の選任や問題作成に当たっての事務局によるサポート、財務局等による各試験の適切な実施等の一連の試験運営に当たり、引き続き様々な点に細心の注意を払い、万全な態勢で取り組んでいく必要がある。

（2）公認会計士試験受験者等の利便性の向上

平成 25 年 6 月に閣議決定された「世界最先端 IT 国家創造宣言」に基づき、政府全体としてオンライン手続の利便性向上に向けた改善を進めており、また、「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」（平成 26 年 4

月 1 日各府省情報化統括責任者（ＣＩＯ）連絡会議決定）において、公認会計士試験受験願書の提出及び公認会計士試験免除申請書の提出が改善促進手続とされたことから、公認会計士試験においても、オンライン申請の本格的な導入及び活用を図っていくことが求められている。

これらを踏まえ、受験者等の利便性向上に向け、平成 29 年第 I 回短答式試験の受験申込や免除申請からオンライン申請を導入することとしている。

なお、当面の間、オンライン申請に加え、郵送申請による受験申込等も並存する予定である。

（３）受験者等への情報発信等

多様な人々が公認会計士試験に挑戦することを促す観点から、引き続き公認会計士の使命や資本市場における会計・監査の重要性等について、全国の大学等において講演を行っていく必要がある。特に、「平成 27 事務年度金融行政方針」において、「監査業界を担う公認会計士という職業に関心を持つ者の拡大を図るため、会計監査や公認会計士資格に関し、高校生等若年層や女性に向けた広報活動を、協会等と連携して推進する」とされていることから、高校生等若年層に加えて女性に対し、会計・監査に係る講演を行うなど、一層の広報活動の充実に取り組んでいく必要がある。

また、公認会計士試験における透明性・信頼性を確保するため、試験結果に係る積極的な情報提供を引き続き行っていく必要がある。